

令和 7 年度

グループ提案型協働事業の手引き



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

垂井町
企画調整課 地域振興係

I グループ提案型協働事業とは

この事業は、垂井町まちづくり基本条例の基本理念に基づき、住民などで作るグループやサークルなどによる、地域課題の解決や地域の特性を活かしたまちづくりに関する事業提案に対し、当該グループ等と行政が協働して事業に取り組むものです。

※垂井町まちづくり基本条例 平成22年3月制定（平成23年4月1日施行）

- ・「基本理念」（条例第3条） 住民は、まちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立するものとします。
- ・「協働」（条例第2条第4号） 住民、議会、行政が、お互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力して行動することをいいます。

2 対象となる協働事業

グループ等からの地域課題の解決に向けた事業提案により実施するものとし、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 町から委託された事業を除くボランティア活動等
- (2) 町内で実施される軽微な事業で、グループ及び町が協働して取り組むもの。
(例：駅周辺の環境整備 地域の花壇つくり等)

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教及び選挙活動に関わるもの
- (4) 施設等の建設及び整備を目的とするもの
- (5) 政策の提案（政策提案のための調査など）
- (6) 学術的な研究事業
- (7) 事業実施を伴わない調査
- (8) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント
- (9) 国、県及びこれらの外郭団体から他の補助、助成等の資金援助を受けているもの
- (10) 公助良俗に反するもの

3 補助金の額

補助金の額は、事業に要する経費のうち、1万円を限度とします。

4 対象となる事業の経費

費　目	対　象　と　な　る　も　の
報償費（謝礼）	講師謝礼等
消耗品費	事業に必要な用紙・文具等の購入費等
燃料費	事業に必要な草刈り機やチェンソー等の燃料等 ※自家用車等のガソリン代は除く
印刷製本費	チラシ、パンフレットの作成、資料等の複写・印刷費等
通信運搬費	郵便料（切手・はがき）、物品の宅配便等 ※団体の電話料金、インターネット通信代は除く。
保険料	講師、ボランティアスタッフ、事業参加者のための保険料
その他	上記の対象経費以外で、得に必要と認める経費

5 提案できるグループ等

協働事業を提案できるグループ等は、次のいずれにも該当するグループ等とします。

- (1) 2人以上で構成されるグループであること。
- (2) 補助金の交付申請をしようとする年度において、同一事業に対し町から補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 活動の目的が宗教や政治に関するグループでないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるグループでないこと。

6 事業期間

事業期間は、当該年度の事業開始日から令和8年1月末日までとします。

7 提出書類

（提案する時）

- 垂井町グループ提案型協働事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 垂井町グループ提案型協働事業計画書（様式第2号）

●垂井町グループ提案型協働事業収支予算書（様式第3号）

●事業参加者名簿（任意様式）

（補助金交付決定後に提出する書類）

●垂井町グループ提案型協働事業補助金交付請求書（様式第5号）

（事業実施後に提出する書類）

●垂井町グループ提案型協働事業実績報告書（様式第7号）

●垂井町グループ提案型協働事業収支決算書（様式第8号）

（その他隨時）

●垂井町グループ提案型協働事業変更（中止）申請書（様式第6号）

8 提出期限

随时受付　　※令和8年1月末までに事業が完了すること

9 実績報告

実施団体は、事業完了の日から30日以内に垂井町グループ提案型協働事業実績報告書、垂井町提案型協働事業収支決算書を町長に提出していただきます。

10 情報公開等

協働事業の提案及び協働事業の決定に係る提案グループ名、事業名、事業の目的などは、広報たるいへの掲載その他町長が適当と認める方法により公表します。

お問い合わせ

企画調整課 地域振興係 TEL：22-1152（直通）